

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	富士市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士市長

## 公表日

令和4年12月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦、新生児、乳幼児への健康相談及び保健指導等</li> <li>・幼児健診</li> <li>・妊娠届出書受理、母子健康手帳、妊産婦・新生児聴覚スクリーニング検査・乳児健診受診票の交付、妊産婦健診・新生児聴覚スクリーニング検査・乳児健診</li> <li>・未熟児養育医療の申請</li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、電子申請
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<b>【情報提供】</b> 番号法第19条第8号 別表第2 56-2の項 69-2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 第38条の3 <b>【情報照会】</b> 番号法第19条第8号 別表第2 69-2の項 70の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部地域保健課、こども未来部こども家庭課、こども未来部子育て給付課
②所属長の役職名	地域保健課長、こども家庭課長、子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市保健部地域保健課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-8994 富士市こども未来部こども家庭課、子育て給付課 〒417-8601 富士市永田町1-100 電話番号0545-55-2896、0545-55-2738
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市保健部地域保健課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-8994 富士市こども未来部こども家庭課、子育て給付課 〒417-8601 富士市永田町1-100 電話番号0545-55-2896、0545-55-2738

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	健康対策課長 船村 安英	健康対策課長 稲葉 清美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	部署名	健康対策課	保健部地域保健課、福祉こども部こども未来課	事後	組織改正及び事務分掌再編による所属名の変更
平成30年4月1日	所属長	健康対策課長 稲葉 清美	地域保健課長 稲葉 清美、こども未来課長 春山 辰巳	事後	組織改正及び事務分掌再編による所属長名の変更
平成30年4月1日	事務の概要		・未熟児養育医療の申請(追加)	事後	組織改正による業務の再編
平成30年4月1日	請求先、連絡先	富士市保健部健康対策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-8994	富士市保健部地域保健課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-8994 富士市福祉こども部こども未来課 〒417-8601 富士市永田町1-100 電話番号0545-55-2897	事後	組織改正による業務の再編
平成30年4月1日	事務の概要	妊娠届出書受理、母子健康手帳、妊婦及び乳児健診受診票の交付、妊婦健診及び乳児健診	妊娠届出書受理、母子健康手帳、妊産婦健診・新生児聴覚スクリーニング検査・乳児健診受診票の交付、妊産婦健診・新生児聴覚スクリーニング検査・乳児健診の実施	事後	新規事業のため追加
平成31年1月28日	評価実施期間における担当部署の「所属長」	地域保健課長 稲葉 清美、こども未来課長 春山 辰巳	地域保健課長 、 こども未来課長	事後	規則及び指針の改正
平成31年1月28日	基礎項目評価記載事項		リスク対策の実施状況(9項目追加)	事後	規則及び指針の改正
令和2年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携		法令上の根拠(4項目追加)	事後	法令追加
令和2年12月25日	基礎項目評価書「Ⅱしきい値判断項目」の確認	令和2年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	特定保護評価再実施
令和3年9月1日	番号利用法の改正による変更	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正による変更
令和4年12月1日	部署	保健部地域保健課、福祉こども部こども未来課	保健部地域保健課、こども未来部こども家庭課、こども未来部子育て給付課	事後	組織改正及び事務分掌再編による所属名の変更
令和4年12月1日	所属長の役職名	地域保健課長 、 こども未来課長	地域保健課長 、 こども家庭課長 、 子育て給付課長	事後	組織改正及び事務分掌再編による所属名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	請求先、連絡先	富士市保健部地域保健課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-8994 富士市福祉子ども部子ども未来課 〒417-8601 富士市永田町1-100 電話番号0545-55-2897	富士市保健部地域保健課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-8994 富士市子ども未来部子ども家庭課、子育て給付課 〒417-8601 富士市永田町1-100 電話番号0545-55-2896、0545-55-2738	事後	組織改正及び事務分掌再編による所属名の変更
令和4年12月23日	③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、電子申請	事前	びったりサービスにおける電子申請受付に伴う変更